議第28号 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「国の基準」といいます。)の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 条例改正に係る国の基準の改正の内容

学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部改正により、大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学が設けられたことに伴い、国の基準で母子生活支援施設に置くこととされている母子支援員の資格要件について、専門職大学の前期課程修了者を追加する改正がされました。

【参考】

• 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭など、生活上の問題を抱えた母親と子どもが一緒に入所して生活できる施設です。母子支援員が、様々な事情の母親と子どもに対して、生活の安定のための相談や援助を行いながら、自立を支援します。

3 市の考え方

2の改正に係る国の基準は、従うべき基準であり、本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とすることとします。

【参考】

・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、 当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容される ものの、異なる内容を定めることは許されないもの

4 施行期日

平成31年4月1日